第三十一条の三　一般送配電事業者は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第八条から第二十五条まで及び第二十七条から第二十九条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

一　系統整備回収金の変動額

二　託送回収金相当金の変動額

三　系統整備負担金相当金の変動額

四　特定系統整備準備金引当の変動額

五　特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）の変動額

六　系統整備負担金相当収益の変動額

七　託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）の変動額

八　系統整備回収金、託送回収金相当金、系統整備負担金相当金、特定系統整備準備金引当、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）、系統整備負担金相当収益及び託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）以外の営業費（託送供給等約款で設定する料金を算定する際に送配電関連固定費として整理されたものに限る。次項第四号において同じ。）の変動額（外生的要因による変動額に限る。次項第四号において同じ。）

2　一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別固定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十三の七により特別固定変動額総括表を作成しなければならない。

一　一般送配電事業者は、系統整備回収金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の十九第一項の規定により承認された額を基に算定した系統整備回収金の変動額を整理しなければならない。

二　一般送配電事業者は、託送回収金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項の規定により通知された額を基に算定した託送回収金相当金の変動額を整理しなければならない。

三　一般送配電事業者は、系統整備負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項の規定により通知された額を基に算定した系統整備負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

四　一般送配電事業者は、特定系統整備準備金引当の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の十九第一項の承認を受けた額を基に算定した特定系統整備準備金引当の変動額を整理しなければならない。

五　一般送配電事業者は、特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の十九第一項の承認を受けた額を基に算定した特定系統整備準備引当金取崩し（貸方）の変動額を整理しなければならない。

六　一般送配電事業者は、系統整備負担金相当収益の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項の規定により通知された額を基に算定した系統整備負担金相当収益の変動額を整理しなければならない。

七　一般送配電事業者は、託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の二十一第一項の規定により通知された額を基に算定した託送収益（託送回収金の回収に係る収益に限る。）の変動額を整理しなければならない。

（新設）